

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p style="text-align: center;">国税通則法第7章の2 (国税の調査) 関係通達</p> <p>用語の意義 (省 略)</p> <p>第1章 法第74条の2～法第74条の6 関係 (質問検査権)  (「調査」の意義)</p> <p>1—1</p> <p>(1) 法第7章の2において、「調査」とは、国税(法第74条の2から法第74条の6までに掲げる税目に限る。)に関する法律の規定に基づき、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的その他国税に関する法律に基づく処分を行う目的で当該職員が行う一連の行為(証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用など)をいう。</p> <p>(注) 法第74条の3に規定する相続税・贈与税の徴収のために行う一連の行為は含まれない。</p> <p>(2) 上記(1)に掲げる調査には、更正決定等を目的とする一連の行為のほか、再調査決定や申請等の審査のために行う一連の行為も含まれることに留意する。</p> <p>(3) 上記(1)に掲げる調査のうち、次のイ又はロに掲げるもののように、一連の行為のうち納税義務者に対して質問検査等を行うことがないものについては、法第74条の9から法第74条の11までの各条の規定は適用されないことに留意する。</p> <p>イ 更正の請求に対して部内の処理のみで請求どおりに更正を行う場合の一連の行為。</p> <p>ロ <u>修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は源泉徴収に係る所得税の納付があった場合において、部内の処理のみで更正若しくは決定又は納税の告知があるべきことを予知してなされたものには当たらないものとして過少申告加算税、無申告加算税又は不納付加算税の賦課決定を行うときの一連の行為。</u></p> <p>1—2～1—8 (省 略)</p>	<p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p style="text-align: center;">国税通則法第7章の2 (国税の調査) 関係通達</p> <p>用語の意義 (同 左)</p> <p>第1章 法第74条の2～法第74条の6 関係 (質問検査権)  (「調査」の意義)</p> <p>1—1</p> <p>(1) 法第7章の2において、「調査」とは、国税(法第74条の2から法第74条の6までに掲げる税目に限る。)に関する法律の規定に基づき、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的その他国税に関する法律に基づく処分を行う目的で当該職員が行う一連の行為(証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用など)をいう。</p> <p>(注) 法第74条の3に規定する相続税・贈与税の徴収のために行う一連の行為は含まれない。</p> <p>(2) 上記(1)に掲げる調査には、更正決定等を目的とする一連の行為のほか、再調査決定や申請等の審査のために行う一連の行為も含まれることに留意する。</p> <p>(3) 上記(1)に掲げる調査のうち、次のイ又はロに掲げるもののように、一連の行為のうち納税義務者に対して質問検査等を行うことがないものについては、法第74条の9から法第74条の11までの各条の規定は適用されないことに留意する。</p> <p>イ 更正の請求に対して部内の処理のみで請求どおりに更正を行う場合の一連の行為。</p> <p>ロ 期限後申告書の提出又は源泉徴収に係る所得税の納付があった場合において、部内の処理のみで決定又は納税の告知があるべきことを予知してなされたものには当たらないものとして無申告加算税又は不納付加算税の賦課決定を行うときの一連の行為。</p> <p>1—2～1—8 (同 左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 (省 略)</p> <p>第3章 法第74条の9～法第74条の11関係 (事前通知及び調査の終了の際の手続)</p> <p>第1節～第4節 (省 略)</p> <p>第5節 税務代理人に関する事項 (税務代理人を通じた事前通知事項の通知)</p> <p>7—1 実地の調査の対象となる納税義務者について税務代理人がある場合における法第74条の9第1項の規定による通知については、同条第5項に規定する「納税義務者の同意がある場合」を除き、納税義務者及び税務代理人の双方に対して行うことに留意する。</p> <p>ただし、納税義務者から同条第1項の規定による通知について税務代理人を通じて当該納税義務者に通知して差し支えない旨の申立てがあったときは、<u>「実地の調査において質問検査等を行わせる」旨、同項各号に掲げる事項のうち第4号及び第5号に掲げる事項については当該納税義務者に対して通知を行い、その他の事項については当該税務代理人を通じて当該納税義務者へ通知することとして差し支えないことに留意する。</u></p> <p>(注)</p> <p>1 同項に規定する「納税義務者の同意がある場合として財務省令で定める場合」には、平成26年6月30日以前に提出された税理士法第30条《税務代理の権限の明示》に規定する税務代理権限証書に、同項に規定する同意が記載されている場合を含むことに留意する。</p> <p>2 法第74条の9第6項に規定する「代表する税務代理人を定めた場合」、当該代表する税務代理人に対して通知すれば足りるが、同項に規定する「代表する税務代理人を定めた場合」には、平成27年6月30日以前に提出された税務代理権限証書に、代表する税務代理人が定められている場合も含むことに留意する。</p> <p>7—2～7—5 (省 略)</p> <p>第4章 (省 略)</p>	<p>第2章 (同 左)</p> <p>第3章 法第74条の9～法第74条の11関係 (事前通知及び調査の終了の際の手続)</p> <p>第1節～第4節 (同 左)</p> <p>第5節 税務代理人に関する事項 (税務代理人を通じた事前通知事項の通知)</p> <p>7—1 実地の調査の対象となる納税義務者について税務代理人がある場合における法第74条の9第1項の規定による通知については、同条第5項に規定する「納税義務者の同意がある場合」を除き、納税義務者及び税務代理人の双方に対して行うことに留意する。</p> <p>ただし、納税義務者から同項各号に掲げる事項について税務代理人を通じて当該納税義務者に通知して差し支えない旨の申立てがあったときは、当該税務代理人を通じて当該納税義務者へ<u>当該事項を通知することとして差し支えないことに留意する。</u></p> <p>(注)</p> <p>1 同項に規定する「納税義務者の同意がある場合として財務省令で定める場合」には、平成26年6月30日以前に提出された税理士法第30条《税務代理の権限の明示》に規定する税務代理権限証書に、同項に規定する同意が記載されている場合を含むことに留意する。</p> <p>2 <u>ただし書きによる場合においても、「実地の調査において質問検査等を行わせる」旨の通知については直接納税義務者に対して行う必要があることに留意する。</u></p> <p>3 法第74条の9第6項に規定する「代表する税務代理人を定めた場合」、当該代表する税務代理人に対して通知すれば足りるが、同項に規定する「代表する税務代理人を定めた場合」には、平成27年6月30日以前に提出された税務代理権限証書に、代表する税務代理人が定められている場合も含むことに留意する。</p> <p>7—2～7—5 (同 左)</p> <p>第4章 (同 左)</p>